

令和7年度 第1回 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年1月30日（金） 13時30分から15時00分まで
- 2 場 所 横浜市役所 18階さくら16会議室
- 3 出席者 高橋 悠介 委員、田場 弓子 委員、諸貫 洋次 委員、横山 直子 委員
- 4 傍聴者 1名

5 議事内容

議 題	1 定足数の確認 2 委員会の公開・非公開について 3 議題1：横浜市能楽堂第5期指定管理者選定スケジュール 4 議題2：指定管理者選定関係資料 5 その他
議事・ 委員意見等	1 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定足数を満たしており、会議の成立を確認した。 2 委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条及び横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、「議題1：横浜市能楽堂第5期指定管理者選定スケジュール」及び「議題2 指定管理者選定関係資料」の審議については、会議を非公開とした。 3 議題1：横浜市能楽堂第5期指定管理者選定スケジュールについて 事務局から選定スケジュールについて説明し、承認された。 4 議題2：指定管理者選定関係資料について 事務局から選定関係資料（選定要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目等）の説明を行い、委員の意見交換を行った。 管理業務等に関する資料については、事務局に一任することを確認した。 【主な委員意見及び事務局回答】 (1) 選定スケジュール及び選定方法について ・意見なし (2) 選定要項 ・前回の4期との変更点はあるか。 →物価スライドや賃金水準に加え、自主事業が追加されている。 自主事業については、指定管理者が指定管理業務以外に施設を使用して催しをしたり、利益になるような業務が可能になった。 ・自由度が多少増えたという認識でよいか。 →その認識のとおりで、指定管理業務をより充実させることができる点が変更となっている。

- ・物価スライドについて、ポイントを説明してほしい。
- 消費者物価指数などといった指標に基づいて、上昇した部分を加味して追加で指定管理料へ反映させたり、翌年の指定管理料に反映することができる制度を導入した。
- ・年度途中で急激な物価変動があった場合についても、追加配分するということか。
- 場合によって対応することとなるが、基本的には年度後半になってからお支払いすることとなる。賃金についても同様に対応となる。
- ・上昇した場合、指標に基づいて対応ということだが、市でチェックするということでよいか。
- そのようになる。
- ・申し出の有無は問わないということか。
- 申し出は問わず、市で確認ということになる。
- ・修繕について、100 万ということだが、何か根拠はあるか。
- 第4期は、1 件当たり 60 万未満で設定していたが、物価上昇などもあり、低い金額としてしまうと指定管理者ができる余地が非常に限られてしまうこともあり、整理した。大規模な施設については、200 万などの設定もあるが、60 万円だと安すぎるため、他館と併せて 100 万前後で設定している。
- ・関連して、随意契約についての条件は。
- おおむね大きく差はない。
- ・自主事業について、市が協力するという想定はされているか。
- 提案をいただいた内容について進めるということにはなるが、基本的には指定管理者の財源を使用して事業を実施することになる。助言等を行うことはあるが、市の予算を支出してということではなく、独立した会計で事業を実施するという想定である。
- ・広報なども分離して、独立採算で実施するということか。
- ご認識のとおりである。非公募施設なので、協議などをしつつ、実施については指定管理者へお願いすることになる。
- ・予算が異なるということだが、収入が大きく増加しても指定管理には影響ないということか。
- 影響はなく、黒字の場合は収入となる。
- ・指定管理料は減額されないということによいか。
- 減額はされない。ただ、指定管理業務をしっかりとやっていただくのが前提であり、本来業務がおろそかにならないようにバランスを見ていく必要がある。

(3) 業務の基準について

- ・前回から使命など変わった点はあるか。
- 使命については大きく変更していないが、横浜市文化振興課として、文化ビジョンという文化施策の計画を策定中であり、市全体としては中期計画の見直しをしているところで、使命にも反映している。例えば、使命5だと共生社会の実現、使命6だとDXや財源確保、持続可能性を高めるといった部分である。
- 子どもの体験機会という内容も元々入れている内容ではあるものの、しっかりと実施していただくためにということ。
- ・次世代育成の取組のところで、毎年3校から5校程度に学校プログラムを実施しているが、具体的にされているのか。
- 取り組み自体は継続して実施していて、学校数は大きく変更していない。ただ、未来の文化ビジョンや中期計画の件もあるので、今後も力をいれたいという思いを入れている。
- ・利用料金については、変更なしでよいか。

→利用料金は、条例が変わっていないため、上限額は変更なしとなる。実際の利用料金をどのようにするかは、提案によるので、もう一度確認することとなる。

- ・施設の利用料というのは条例で決まっているのか。

→貸館の利用料が条例で決まっている。

- ・条例を変えることができれば、貸館の利用料を変えることができるが、市の方で対応しなければならないと。

→その関係で、利用料金の上限額は決まっている。

- ・モニタリングについて、「毎月モニタリングを行う」となっているが、報告資料を市がチェックしたり、毎月会議の場を設けているのか。

→毎月会議の場を設けていて、横浜能楽堂で集計した月報などの資料や報告を受けており、現状も OTABISHO 横浜能楽堂で毎月実施している。

(4) 提案課題及び評価基準項目及び配点表について

- ・様式の中で目標値というのを書くこととなっているが、これは5年間の基準となるということか。

→2年目と5年目で設定いただき、基本的な提案となる。

- ・評価基準項目の自主事業については、「提案がない場合は、0点とする。」のを追加した。提案しなければいけないのか、ということもあるので、事務局としては、提案しない場合はマイナスではなく、0点としてよいとしている。よい内容であればプラスという形にしている。
- ・逆に-10点はどのような場合を想定しているのか。

→内容が不適切だったり、収益やサービスの向上につながらない場合などを想定している。

- ・「6 加減点項目」の登記の管理運営の実績については、現在の指定管理者のみというになっているが、こちらは提案の話ではなくて、今まで評価されてきた実績を市の考えを含めて考えるということか。

→横浜能楽堂については、毎年評価をいただいているので、その点を振り返ったうえで提案内容を確認していくので、その際に資料等を確認したうえで点数を判断することとなり、第4期の実績がよければ加点評価をするようになる。

- ・自主事業A型、B型についてどのような分けであるか再度確認したい。

→自主事業A型については、指定管理業務としては求めているものの、施設の設置目的には合致しており、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲で実施可能な事業であり、指定管理業務の収支とは区別し費用負担も指定管理者の責任で実施する。

自主事業B型については、施設の設置目的外となるが、指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の提案により実施可能な事業であり、A型と同様に収支と責任については、指定管理者の責任で実施する。

- ・この自主事業について、何か想定しているか。

→現時点では、想定をしていない。

改めて確認し、相談させていただければと思う。

(5) 管理業務に関する資料及び管理・運営実績等に関する資料について

- ・意見なし

5 その他について

- ・横浜能楽堂が大規模改修工事をしているため、進捗状況を事務局から報告した。

審議結果	「議題１ 横浜能楽堂第５期指定管理者選定スケジュール」については、スケジュールに沿って、公益財団横浜市芸術文化振興財団を非公募（単独氏名）により選定を進めることでした承した。 「議題２：指定管理者選定関係資料」については、選定要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目及び配点表での各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえで確定する。確定した公募関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイト上で公表を行う。 また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。
------	--